

# Queensland における砂糖産業の発達と 太平洋諸島民

長 山 光 治

## 1. はじめに

1788年に誕生したオーストラリアは1810年代末に羊毛の輸出によって国際経済に参入するとともに経済成長を開始した。しかし確かに羊毛というステーブルの輸出を媒介として成長が誘発されたものの、長期的な成長はそのことによって保証されたわけではなく、というモノカルチャー経済はいずれ成長の限界に到達することから、植民地経済の構造変化を必要としたのである。オーストラリアでは初め囚人向けの食糧や生活必需品がステーブルの役割を果たしていたが、1820年代に入って羊毛がこれに取って代わり、さらに1851年以降には金加わることによって経済成長が持続した。19世紀中頃の植民地は土地や鉱物などの豊富な天然資源を開発する労働力が極端に不足していたが、そこへ NSW, Vic. 両植民地の金鉱発見によって大量の移民が流入し、植民地人口は1851年の約44万人から1861年の約117万人に膨れ上がり、労働力不足は大いに緩和された。また人口増加は建築ブームや工業製品に対する需要拡大をもたらして植民地工業の発展を促し、さらなる移民や資本を引き付けたのである。こうして生産要素の国際移動は植民地の経済成長を誘発しただけでなく、経済の多様化をも実現させたが、オーストラリアがまさにこのような成長プロセスの端緒についた頃に Qld. は NSW から独立した。この新しい植民地には1つのことを除き砂糖キビプランテーションが成立する要件を備えていたが、それは砂糖キビの栽培に適した熱帯・亜熱帯地域に広がる広大な農地の存在であった。そこで問題となるのがプランテーションで必要とする労働力をいかに確保するかということである。この時既にオーストラリアは流刑地としての役割を終えており、まずもって囚人労働には期待すべくもなかった。また過酷な気候条件のもとでのプランテーション労働がヨーロッパ人からは経済的にも人種的にも適さないと考えられていた<sup>(1)</sup>し、卑しいものと見なされていた<sup>(2)</sup>ことなどの事情により白人の労働力を

(1) Kay Saunders, 'The Workers' Paradox: Indentured Labour in the Queensland Sugar Industry to 1920', in Kay Saunders (ed.), *Indentured Labour in the British Empire 1834-1920*, Croom Helm, 1984, p. 219.

(2) 少数のヨーロッパ人がやがて太平洋諸島民やアジア人と一緒に砂糖キビプランテーションで働くようになると彼等は“mean white”(劣等白人)と酷評された。Ibid., p. 235.

結集することは不可能であった。そこでプランターの関心は太平洋諸島民 (Pacific Islanders) 或カナカ人 (Kanaka)<sup>(3)</sup> に注がれることとなった。プランターに諸島民を導入させるインセンティブを与えたものは、前述した白人労働者を確保することの難しさに加えて、奴隷或年季奉公労働者によって生産された熱帯・亜熱帯植民地の砂糖との競争、そして植地間関税の存在などであった<sup>(4)</sup>。1863年にはロバート・タウンズ (Robert Towns) が北部のタウンズビル (Townsville) に所有する綿花プランテーションで働かせるために67人の諸島民を雇用しているが、これをきっかけとして翌年ホープ (the Hon Louis J. Hope) もクレブランド (Cleveland) の近郊にある砂糖キビプランテーションに54人を雇い入れた<sup>(5)</sup>。この先駆者達の成功は諸島民労働者の雇用に先鞭をつけたことは言うまでもなく、1867年には1,237人の諸島民が連れてこられた。その後諸島民の導入は砂糖キビ栽培の拡大とともに本格化し、それは連邦政府による導入禁止が行われる1904年まで続き、この間およそ62,500人の諸島民が年季契約労働者として流入した<sup>(6)</sup>。こうした砂糖キビプランテーションにおける諸島民労働者の雇用は、連邦結成に向けてその政治的、社会的スローガンとして掲げられ、また連邦誕生後には移民入国制限法 (Commonwealth Immigration Restriction Act) と太平洋諸島労働者法 (Pacific Island Labourers' Act) とに具体化された White Australia Policy とは相容れないものであった。故にそれまで有色人労働者に依存することで発展を遂げてきた砂糖産業は構造的な変革を迫られることとなったのである。本稿は、Qld. における砂糖産業の発展を太平洋諸島民が果たした役割との関連で論じようとするものである。

## 2. プランテーションと太平洋諸島民

First Fleet が南阿から持ち込んだ砂糖キビは、1820年代初めにはポート・マクォーリ (Port Macquarie) 地区で、また1830年代以降はブリスベン地区でそれぞれ栽培が行われていたが、商品作物として大規模なプランテーション栽培が行われるようになるのは1860年代末以降のことで、それはより気候条件の適した Qld. 北部への波及を通じて本格化する。

砂糖キビの栽培面積は1862年から1866年までのわずか5年間に20エーカーから608エーカーに拡大し、さらに69年には5,165エーカーに飛躍している。また製糖についてもホープが1864年に初めて商業ベースに基づいた製糖工場を建設したのを始めとして、1866年にはマリボロ (Maryborough)、マッケイ (Mackay) などで3つの工場が建てられている。因にこれらの製糖工場はその多くがプランテーションの中に建設されたものであった。したがって砂糖キビの栽培だけでなく加工という工業的なプロセスをも行っていたということから、プランテーションは農場と

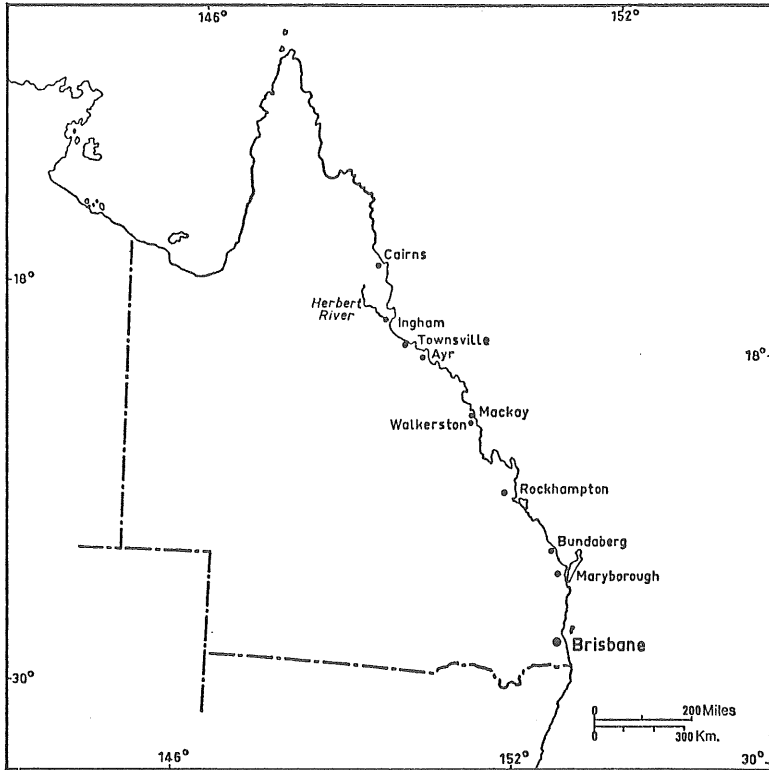
(3) Kanaka は人を意味するポリネシア語。

(4) Myra Willard, *History of the White Australia Policy to 1920*, Melbourne U. P., 1974, p.136.

(5) *Ibid.*, pp. 138-140.

(6) Kay Saunders, *op. cit.*, p. 220.

図1 Qld. の砂糖キビ栽培地域



出所：Peter Corris, *Passage, Port and Plantation: A History of Solomon Islands Labour Migration 1870-1914*, Melbourne U. P., 1973, p. 70.

工場の融合物といえることができるであろう<sup>(7)</sup>。

次頁の表が示す通り砂糖キビの栽培は1860年代後半以降に急速に広がり始め、1870年代から1880年代中頃にかけて成長ペースを加速している。それは例えばこの間に栽培面積が9倍、生産量が12倍になったことによっても表明されているが、さらには太平洋諸島民の雇用増加によっても窺い知ることができる。諸島民労働者に対する需要圧力は非常に強く、それゆえ補充活動は活発に行われるようになるが、もともと島々の人口は多いわけではないので補充船による獲得競争は次第に激しさを増し、ブラックバーディングが多発するなかで、予定した人数を確保するにはより遠方の島々に出向かねばならなくなった。

補充活動はニュー・ヘブリデス諸島 (New Hebrides) でいち早く行われ、ここが最も多くの労働力を提供しているが、やがてバンクス諸島 (Banks Islands), ソロモン諸島 (Solomon Islands) へと範囲が広がっている。補充についてはプランターよりも貿易商人や雇主のエージ

(7) Sidney W. Mintz, *Sweetness and Power: The Place of Sugar in Modern History*, Elisabeth Sifton Books, 1985. (川北稔・和田光弘訳、『甘さと権力—砂糖が語る近代史—』平凡社, 1988年, 110頁)。

表 1 Qld. における砂糖キビ栽培面積と砂糖生産量

年	栽培面積 (エーカー)	伐採面積 (エーカー)	砂糖生産量 (トン)	平均収量
1862	20			
1863				
1864	93			
1865	449			
1866	608		168	
1867	1,995		338	
1868	3,396		619	
1869	5,165	1,238	1,490	1.20
1870—71	6,341	2,188	2,852	1.30
1871—72	9,582	3,078	3,762	1.22
1872—73	11,757	5,018	6,266	1.25
1873—74	14,495	5,380	7,987	1.48
1874—75	14,600	6,978	12,108	1.74
1875—76	13,459	7,668	6,322	0.82
1876—77	13,690	7,245	8,214	1.13
1877—78	15,220	8,043	12,243	1.52
1878—79	16,584	10,702	13,525	1.26
1879—80	17,652	12,129	18,982	1.69
1880—81	20,224	12,497	15,861	1.26
1881—82	28,026	14,725	19,809	1.23
1882—83	39,591	16,952	16,660	0.93
1883—84	47,898	26,667	36,767	1.40
1884—85	57,687	29,930	33,361	1.07
1885—86	59,186	38,557	55,796	1.45
1886—87	54,010	34,657	58,545	1.57
1887—88	51,815	36,806	60,806	1.66
1888—89	47,340	32,375	34,659	1.10
1889—90	49,741	29,438	40,169	1.42
1890—91	50,922	40,572	68,924	1.77
1891	50,948	36,821	51,219	1.39
1892	55,520	40,572	61,368	1.51
1893	59,251	43,670	76,146	1.74
1894	71,818	49,839	91,712	1.84
1895	77,247	55,771	86,255	1.55
1896	83,093	66,640	100,774	1.51
1897	98,641	65,432	97,916	1.50
1898	111,012	82,391	163,734	1.99
1899	110,657	79,435	123,289	1.55
1900	108,535	72,651	92,554	1.27
1901	112,031	78,160	120,858	1.55
1902	85,338	59,102	76,626	1.30
1903	111,516	60,375	91,828	1.52
1904	120,317	82,741	147,688	1.78
1905	134,107	96,093	152,722	1.59
1906	133,284	98,194	184,377	1.85
1907	126,810	94,384	188,307	2.00

注：1. 1904～07年，純度 94%。

2. 1891～1907年，juice mill を除く。

出所：Kay Saunders, 'The Workers' Paradox: Indentured Labour in the Queensland Sugar Industry to 1920', in Kay Saunders (ed.), *Indentured Labour in the British Empire 1834-1920*, Croom Helm, 1984, pp. 247-48. Appendix 2.

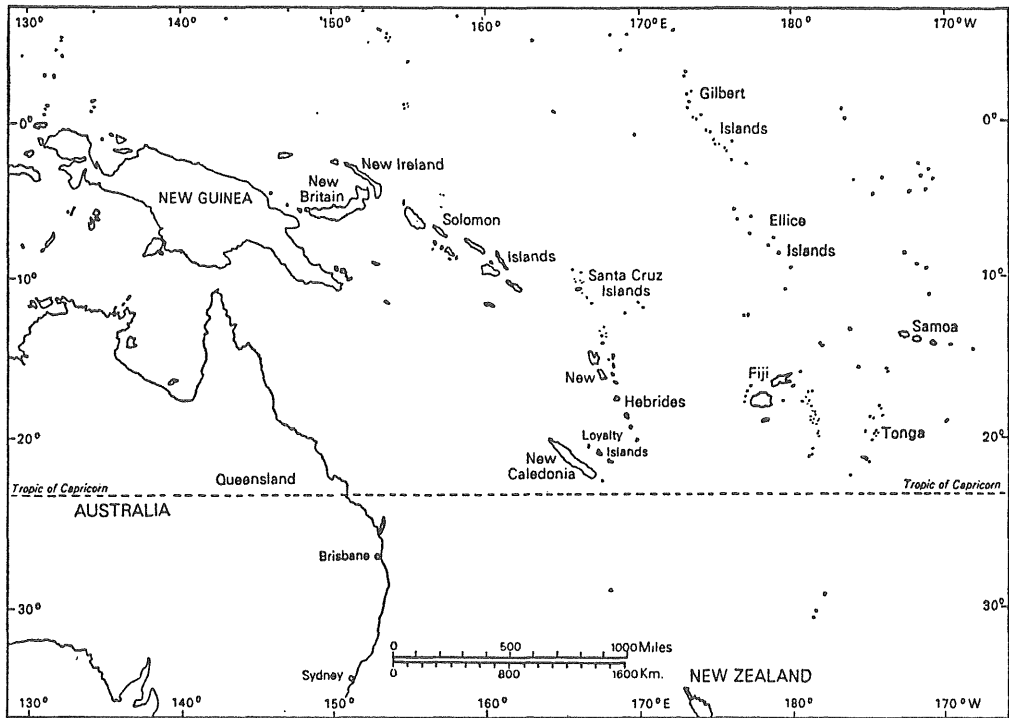
表 2 Qld. の製糖工場数, 1866—1907年

年	工場数	年	工場数	年	工場数	年	工場数
1866	3	1877—78	59	1888—89	106	1899	58
1867	6	1878—79	68	1889—90	125	1900	58
1868	10	1879—80	70	1890—91	110	1901	52
1869	28	1880—81	83	1891	68	1902	43
1870—71	39	1881—82	103	1892	72	1903	39
1871—72	55	1882—83	120	1893	61	1904	53
1872—73	65	1883—84	152	1894	62	1905	51
1873—74	66	1884—85	166	1895	64	1906	52
1874—75	71	1885—86	166	1896	63	1907	52
1875—76	66	1886—87	160	1897	63		
1876—77	70	1887—88	118	1898	62		

出所：表 1 に同じ, pp. 249—50, Appendix 3.

メントによって営まれ、プランターは諸島民が Qld. の港に運ばれてきた時に年季奉公契約書を買い取り、彼等を自己の所有する農場に連れて行くのである<sup>(8)</sup>。通常プランターは諸島民と 1 年（後に 3 年に延長）の年季契約を結び、衣食住を支給することに加えて年 6 ポンドの最低賃金

図 2 南西太平洋の島々



出所：図 1 に同じ。p. 3.

(8) Ken Buckley and Ted Wheelwright, *No Paradise for Workers: Capitalism and the Common People in Australia 1788—1914*, Oxford U.P., 1988, p. 251 and Myra Willard, *op. cit.*, p. 137.

表 3 太平洋諸島民の出身地別雇用数

Year	Loyalty	New Hebrides	Banks	Torres	Santa Cruz	Solomons	Others	Total
1863	—	67	—	—	—	—	—	67
1864	—	134	—	—	—	—	—	134
1865	—	148	—	—	—	—	—	148
1866	36	141	—	—	—	—	—	177
1867	329	874	—	—	—	—	34	1,237
1868	280	385	240	—	—	—	33	938
1869	—	162	151	—	—	—	—	313
1870	27	391	216	—	—	—	9	643
1871	292	831	147	—	—	82	—	1,352
1872	44	299	118	—	—	—	—	461
1873	7	685	228	74	—	—	—	994
1874	47	1,140	168	24	—	124	—	1,503
1875	5	1,795	130	6	18	710	17	2,681
1876	—	1,306	261	8	—	74	39	1,688
1877	—	1,738	162	86	—	—	—	1,986
1878	—	1,037	158	23	8	232	5	1,463
1879	—	1,553	234	34	12	342	7	2,182
1880	—	1,459	449	26	—	61	—	1,995
1881	—	1,785	167	24	12	629	26	2,643
1882	—	2,151	425	123	—	440	—	3,139
1883	—	2,527	342	8	99	1,028	1,269*	5,273
1884	—	846	134	30	44	671	1,540*	3,265
1885	—	1,111	211	57	17	516	4	1,916
1886	—	925	175	48	15	429	3	1,595
1887	—	1,152	219	60	18	535	4	1,988
1888	—	871	193	61	91	1,052	23	2,291
1889	—	1,109	183	120	—	620	—	2,032
1890	—	1,099	180	15	—	1,165	—	2,459
1891	—	451	63	20	—	516	—	1,050
1892	—	167	54	8	—	235	—	464
1893	—	600	64	50	—	416	—	1,130
1894	—	606	120	80	108	945	—	1,859
1895	—	418	76	24	19	577	191	1,305
1896	—	272	87	—	—	423	—	782
1897	—	155	46	—	—	733	—	934
1898	—	418	37	2	—	721	—	1,178
1899	—	615	59	—	—	848	—	1,522
1900	—	705	81	73	—	884	—	1,743
1901	—	461	56	13	—	1,151	—	1,681
1902	—	340	21	3	—	875	—	1,139
1903	—	345	21	8	—	663	—	1,037
1904	—	17	2	—	—	59	—	78
Total	1,067	33,291	5,678	1,108	461	17,756	3,204	62,565

\* 主に New Guinea Islands.

出所：表 1 に同じ。p. 246.

を支払うことが義務付けられていた<sup>(9)</sup>。ところで前述したように年季契約労働者の需要増加は諸島民の獲得競争を激化させ、それによって言葉の全く通じない原住民を騙したり、暴力的に誘拐することが横行するが、これに対する Qld. 政府の対応は鈍かった。というのもこの時の議会は牧羊業者やプランターの利害を代弁するものであったからで、彼等は諸島民の雇用が禁止されず、今後も支障なく雇い入れられるようにするために、最小限の規制で不正行為に対処しようと考えていたに過ぎなかった。しかし植民地内外からの非難に抗し切れず、Qld. 政府は1868年にポリネシア人労働者法(Polynesian Labourer Act)<sup>(10)</sup>を制定し、南太平洋上の島々での募集活動や航海中の収容施設の適正化、植民地における待遇改善、安全な帰国の保証に乗り出したのであった<sup>(11)</sup>。そしてこの法律に違反した場合には労働者1人につき20ポンドの罰金が課せられた。しかし1868年法による規制がどの程度植民地内での虐待行為を鎮めたかは政府の対応の鈍さから考えて疑わしいところである<sup>(12)</sup>。それというのも相変わらず補充活動にともなう不法行為は消失せず、このために1868年法の実施状況を調査する特別委員会が翌年に設置され、Qld. 政府はその提言を受けて1871年に政府調査官を任命、補充船に同乗させて監督にあたらせた。1872年には補充船の乗組員によって行われていた不法行為に対する非難がイギリス本国で高まり、本国政府は不法行為の防止と違反者の処罰に関連した太平洋諸島民保護法(Pacific Islanders' Protection Act)とイギリス海軍に西太平洋で補充船の取締りにあたらせることを定めた帝国誘拐法(Imperial Kidnapping Act)を制定した。しかし連れられてくる諸島民の数は減少せず、かえって労働力需要の増加によって表3に見られるように1872年の461人から1875年の2,681人に増加しているのである。1876年にはQld. から有色人労働者を排除しようと目論んでいる(人道主義者や労働者階級)からの非難に応じて特別委員会(Select Committee)が諸島民の処遇を調査するために設置されたが、その調査結果は補充が公正に行われ、植民地における諸島民の待遇も概して人道的であるというものであった。しかしその調査結果とは裏腹にプランテーションで働く諸島民の死亡率は極端に高く、1876年は63.7%<sup>(13)</sup>で1880年3月までの5年間の平均死亡率は92%であった<sup>(14)</sup>。

(9) *Ibid.*, p. 251. これは1868年のポリネシア人労働者法によって規定されている。例えば食糧については毎日の配給量が決められていて、ビーフ或マトン(或魚2ポンド)1ポンド、パン或小麦粉1ポンド、糖蜜(或砂糖)2オンス、野菜(或米、トウモロコシの粉等に相当するもの)2ポンド、(不謹慎な行いがなければ1週間に)タバコ1.5オンス、塩(1週間に)2オンス、となっている。また衣料についても1年間に配られるのは、シャツ(フランネル或サージのもの)2枚、ズボン2本、帽子1つ、毛布1枚である。

(10) 詳細な項目については、*Correspondence relating to the Importation of South Sea Islanders 1867-68, in Irish University Press Series of British Parliamentary Papers, Colonial Australia, Vol. 25, 1969, pp. 462-68.* を参照されたい。

(11) Myra Willard, *op. cit.*, p. 145.

(12) Ken Buckley and Ted Wheelwright, *op. cit.*, p. 251 and Myra Willard, *op. cit.*, p. 137.

(13) 関根政美『マルチカルチュラル・オーストラリアー多文化社会オーストラリアの社会変動―』成文堂、1989年、176頁。

(14) Alan Birch, "The Organization and Economics of Pacific Islanders' Labour in the Australian Sugar Industry, 1863-1906", *Business Archives and History*, Vol. 6, No. 1, February 1966, p. 64.

しかも 1880 年代に入って砂糖キビの耕地面積が 1880-81 年の 20, 224 エーカーから 1885-86 年の 59, 186 エーカーに拡大したことから推測するに当然諸島民労働者の雇用の増大は結局は死亡率の上昇をもたらしたであろうし、実際に 1884 年の死亡率は 147.74% と異常な高さを記録した<sup>(15)</sup>。こうした不名誉な事実が明らかになると Qld. 政府もこれまでの消極的姿勢を改めざるを得ず、1880 年に従来 1868 年法に代わる新しい太平洋諸島民法を制定し、前法の規定を強化、修正する一方でさらに 1882 年から 1884 年にかけて新たな補充の中心地（ソロモン諸島）で見られた補充船による恥ずべき行為が 1884 年に 1880 年法の修正へと導き、1885 年の修正ではサミュエル・グリフィス（Sammuel Griffith）等自由主義派によって、1890 年以降諸島民の植民地への新たな雇用に禁止する法案が議会を通過している。ここで少し諸島民の死亡率の高さについて触れておこう。マッケイとマリボロ地区の太平洋諸島民調査官（Inspector of Pacific Islanders）Charles Horrocks によると、年季奉公労働者の労働条件はフィジー同様プランテーションよりも小規模農場の方が良好であったようで、後者において諸島民は雇い主と同じ食事を取っていたとさえ言われており<sup>(16)</sup>、従って当然死亡率は小規模農場よりもプランテーションにおいてより高く推移したであろう。先程見たように 1884 年には死亡率が急に高くなっているが、この時期ニュー・ギニア、Louisade, ビスマルク諸島（Bismark）、ダントルカストー諸島（D'Entrecasteaux Islands）、ウッドラーク群島（Woodlark）出身の数百人の原住民が赤痢で死亡し、またソロモン諸島、ニュー・ヘブリデスから連れてこられた人々も十分な医療サービスを受けられず、伝染病による死の危機に瀕していたのである。コロニアル・シュガー・リファイニング・カンパニー（Colonial Sugar Refining Company, 以下 CSR）の総支配人ノックス（J. M. Knox）は諸島民の高い死亡率と伝染病の感染率についての原因を雨季における酷使と肉に偏った食事、病人に対する適切な処置の無さに求め、プランターに諸島民に関する衣食住の待遇改善の必要性を説き、例えば肉ばかりでなく野菜<sup>(17)</sup>も食べさせること、露が晴れるまでそして十分な食事を取るまで朝の労働を控えさせることなどを勧めた。ノックス以外のプランターやさらには政府も彼等諸島民の待遇改善に熱心ではなかったが、死亡率の上昇によってやっと医療に関心を払うようになり、1880 年代初めにマリボロ、インガム（Ingam）、マッケイの各地区に病院が建設され、他の地域でも一般の病院内に隔離された形で諸島民病棟が設置されたりしている。そしてこれらの病院や病棟の建設費及び維持費は主として雇主に課せられた人头税で賄われた<sup>(18)</sup>。しかしながらこれらの

(15) 因にヨーロッパ人との比較でみると、1880 年では植民地全般の死亡率が 13.59% であったのに対し諸島民のそれは 62.89% で、いかに諸島民の死亡率が高かったかがよくわかる。Ibid., p. 65.

(16) Peper Corris, *op. cit.*, p. 75.

(17) J. M. ノックスは中国人を雇用して諸島民のために菜園を設けるように指示している。Ibid., p. 77.

(18) 病院、病棟の維持に回された人头税収入は 1888 年 4, 244 ポンド、1889 年 4, 191 ポンド、1890 年 1, 923 ポンドであった。Correspondence relating to Colony of Qld. with Appendices (1892), in *Irish Univ. Press Series of British Parliamentary Papers, Colonial Australia*, Vol. 33, 1970, pp. 277-91.



表 4 太平洋諸島労働者の労働コスト, 1881—1904年

	渡航費用(a)		再雇用契約者の賃金(b)		契約期間満了者の賃金(c)	
	平均 (£)	観察数	平均 (£)	観察数	平均 (£)	観察数
1881	13.3	5				
1882	17.2	3				
1883	22.0	9	9.0	2		
1884	23.0	2			19.0	26
1885	24.0	2	8.6	45	20.4	59
1886	23.5	2	8.9	31	15.7	119
1887	21.8	4	8.8	41	16.4	46
1888	23.4	9	8.7	13	15.4	46
1889	23.5	5	8.7	47	16.5	80
1890	27.5	2	8.6	76	15.4	101
1891			10.5	37	19.4	93
1892			9.3	18	18.1	95
1893			9.8	31	18.3	114
1894	20.5	1	9.9	43	20.2	165
1895			11.3	8	22.8	146
1896	18.3	3			19.1	43
1897	19.3	2			17.7	42
1898	18.0	2	9.0	3	20.7	52
1899	19.1	4	10.8	73	23.4	45
1900	19.5	4	11.8	30	22.5	34
1901	21.2	3	11.0	37	21.2	15
1902	21.1	6	11.3	48		
1903	20.5	4	10.9	63		
1904	19.5	2				
合計		74		646		1,321

注：(a) これは、年季契約労働者の雇主によって支払われた太平洋諸島から Qld. までの平均の船賃について言及したものであるが、正味は人頭税、印紙税、保証金、港から雇主の居住地までの諸島民の交通費である。

(b) これは、年季奉公を終えた時点で一旦故郷の島に帰り、再び Qld. で働くためにもう3年間の年季契約を結んだ諸島民男性の年平均賃金率を表わしている。また初めて年季契約を結んだ諸島民の最低賃金は年6ポンドと決められていた。

(c) これは、年季契約を完了してもなお Qld. に留まった諸島民男性の年平均賃金率を表わしている。契約期間満了者の賃金率は契約期間ごとに異なるので、表のデータは12か月間の契約についてのものである。

出所：Ralph Shlomowitz, “The Search for Institutional Equilibrium in Queensland’s Sugar Industry 1884-1913”, *Australian Economic History Review*, Vol. 19, No. 2, Sept. 1979, p. 102, Table 1.

施設は鉄製の屋根で風通しが悪く、病室内はうだるような暑さとなり到底病人を収容するには不向きであった。しかもマリボロ病院は1888年12月31日、マッケイ病院はその1年後にそれぞれ閉鎖されてしまったのである<sup>(19)</sup>。以上、これまで見てきた通り諸島民労働者の保護や彼等に対す

(19) *Ibid.*, p. 283.

る不正行為の抑制を目的した諸々の法律や規制の効果は甚だ疑わしく、ブラックバーディングは決して無くなることはなかった。

ところで、年季奉公労働者の需要増加に対して最大の供給地であったニュー・ヘブリデス諸島の供給能力が逼迫してくると、補充エージェントはその活動範囲をさらにソロモン諸島、ニュー・ブリテン島へと広げていき、ニュー・ギニア諸島にまでも赴いた。補充範囲の拡大は航海日数は勿論のことそれに要する費用の上昇を意味したが、そのことは表4によって確かめることができる。

表4はメラネシアの島々から Qld. までの渡航費用の変化を示したものだが、砂糖キビ栽培が大規模なプランテーションを主体として行われていた1880年代半ばまで一貫して上昇している。また、諸島民労働者の中で再雇用契約労働者（3年間の年季契約期間を終え、一旦帰国してから再び Qld. に入国して年季契約を結んだ者）と契約期間満了労働者（3年間の年季契約期間を終えても帰国せずそのままに留まって新たな年季契約を結んだ者）が占める割合が増え、この種の労働者の賃金は新規契約労働者よりも高かったことから賃金コストも上昇したと思われる。既に諸島民労働者はプランターにとって以前程安価な労働力ではなくなっていたのである。しかしこうしたコストの上昇と言えども諸島民の雇用にブレーキをかけるものではなかった<sup>(20)</sup>。というのもこれまでの砂糖産業は諸島民労働者を利用したプランテーション・システムのもとで発展してきたからである。1880年代初期における先例のない拡張期にプランターや CSR のような製糖会社は、世界市場での砂糖が気前の良い価格で安定し続けるものと確信し、自分達にとって最も差し迫った問題は生産性の改善よりも隷属する野外労働者をいかにして確保するかであると信じるようになっていた<sup>(21)</sup>。しかしこうした楽観的見通しも1884年に起こったロンドン市場での砂糖価格の下落によって脆くも崩れ去ってしまい、砂糖産業に1つの転換期が訪れるのである。

### 3. 太平洋諸島民の排除と再編成

Ralph Shlomowitz によれば、1880年代前半までに構築された砂糖産業の組織的均衡は次の30年間に起きた広範な劇的ショック、即ち世界市場における砂糖価格の低下、メラネシア人労働者の雇用費用の上昇、製糖技術の改良、政府の政策転換（共同所有による中央製糖工場建設への補助金支給、関税の変化、メラネシア人或アジア人労働者の利用を控えさせるための差別的な労働者助成金の支給と最終的に雇用の全面禁止）などにさらされた<sup>(22)</sup>。従ってここではこれらの内生的及び外生的ショックがどのようにして砂糖産業の構造を変革させたのかをしてみることに

(20) Alan Birch, *op. cit.*, p. 71.

(21) Kay Saunders, *op. cit.*, p. 225.

(22) Ralph Shlomowitz, "The Search for Institutional Equilibrium in Queensland's Industry 1884-1913", *Australian Economic History Review*, Vol. 19, No. 2, September 1979, pp. 110-11.

する。砂糖価格の下落はヨーロッパで政府補助金の支給を受けた甜菜糖 (beet sugar) の生産量が急増し、砂糖が供給過剰になったことから起きたが、その余波は Qld. にまで押し寄せ、プランターに深刻な影響を与えて砂糖産業の再編成を迫った。1880年頃多数の諸島民労働者を雇用していたプランテーションは栽培から伐採そして製糖までを統合して行うことで Qld. (特に北部) の砂糖産業に君臨してきた。もっともプランテーション内の製糖工場は小規模でしかも効率が悪く、生産性が低かった。というのも生産性の上昇をもたらす設備投資は安価な労働力の活用により妨げられていたからである。例外は CSR の製糖工場で規模が大きくかつ十分な生産設備を整えており、シドニーに建設した製糖工場では輸入した粗糖の精製が行われていた<sup>(23)</sup>。組織的均衡を脅かす、換言すればプランターを圧迫していた2つ目の要因は前述した労働コストの上昇である。これには2つの事柄が関係している。1つは補充活動が盛んに行われた結果オーストラリアに近い島々の労働力が枯渇し、より遠方に向かわねばならなくなったため渡航費が上昇したこと、もう1つは新規契約者よりも賃金の高い再雇用契約者や契約期間満了者の占める割合が大きくなり賃金コストが上昇したことである。これらの労働者は雇主を替える自由があり、賃金交渉もできたから新たに導入された労働者よりも暮らし向きが良いのも当然であった。なかには組合を結成して組織的な賃金交渉を行って成果を収めたケースも見られ、このため諸島民労働者と白人労働者の賃金格差は次第に縮小していった<sup>(24)</sup>。それから3つ目の要因である砂糖価格の下落はプランテーションや製糖設備の資産価値を下げ、それは12万ポンドで購入した2つのプランテーションが各々13,000, 16,000ポンドで売却されたという議会の報告からも窺うことができる<sup>(25)</sup>。そしてこれを機にプランテーションの細分化が行われ、経営規模の縮小が進む。

表5は Qld. における亜熱帯の南部と熱帯の北部の農場数を示しているが、それによると北部よりも南部で土地の細分化が進んでいることがわかる。農業省 (Dept. of Agriculture) の年次報告書によると、1890-1年には一定の条件下で土地を貸したり、去却したりする傾向が多くプランターの間で見られ、また1894-5年には農場の規模について45エーカー未満が1,119農場 (全面積の28%)、45以上~105エーカー未満が173農場 (同16%)、105エーカー以上が95農場 (同56%) としている<sup>(26)</sup>。プランテーションの細分化によって新たに土地を獲得した白人の小農民は砂糖キビの栽培だけに専念し、収穫物を製糖工場に売り渡すことで砂糖産業に貢献し始め、一方製糖工場の経営者は次第に砂糖の精製に特化して砂糖キビの栽培を完全に農民に任せるよう

(23) Ken Buckley and Ted Wheelwright, *op. cit.*, p. 252.

(24) 1889年に契約満了者は Qld. 全体で2,879人を数え、労働不足であったタウンズビルのような北部地域では彼等は週1ポンドの賃金を受け取ることができた。また CSR は1885年に再雇用契約者に年12~15ポンド、それに5ポンドのボーナスを支払うことに同意している。それだけ経験や訓練を積んだ労働者は必要とされていたのである。Corris, *op. cit.*, p. 86.

(25) Ralph Shlomowitz, *op. cit.*, 1979, p. 101.

(26) *Ibid.*, p. 105.

表 5 砂糖キビ農場単位数

	北 部 <sup>(a)</sup>	南 部 <sup>(a)</sup>
1881—2	12	235
1882—3	27	308
1883—4	25	342
1884—5	46	392
1885—6	33	338
1886—7	34	308
1887—8	36 <sup>(b)</sup>	315 <sup>(c)</sup>

注：(a) 北部—Ayr から Cook までの栽培地域 (Port Douglas, Cairns, Geraldton, Ingham, Townsville を含む)

南部—Beenleigh から Bowen までの栽培地域 (Brisbane, Maryborough, Childers, Bundaberg, Rockhampton, Mackay を含む)

2つの地域を区別する基準は、農場の規模と白人労働者だけに転換する能力と意志である。

南部の各地区では、より小規模な農場が多く、1901年に白人労働者の使用に補助金が支給されるようになると、諸島民やアジア人労働者の使用を差し控えていった。

(b) このうち22はプランテーション、14は農場として分類された。

(c) このうち117はプランテーション、189は農場として分類された。合計の数が合致していないが報告書には説明されていない。189農場のうち、31農場は、1888-9年のシーズンに収穫した砂糖キビを Mackay にある2つの中央製糖工場に売却することを意図していた。

出所：表3と同じ。p. 104, Table 2.

不況は失業者を砂糖産業に接近させるように働いたのである。加えて以前に見られた諸島民労働者と一緒に働く白人を見下す風潮がこの頃になると無くなり、砂糖キビ畑で働くことはもはや白人としてのプライドを傷うものではないと考えるようになっていたことも砂糖産業への白人の参入を後押しした。こうして白人労働者が引き付けられるようになると、諸島民労働者との間で分業が成立する。まず諸島民労働者は植付け (planting)、除草 (hand weeding)、外葉の除去 (trashing)、伐採 (cutting)、積み込み (loading) などの未熟練職、白人労働者は耕作 (ploug-

になっていった<sup>(27)</sup>。言い換えるとこれまで栽培と製糖が垂直的に統合されていたが、それが分離したのである。以後プランテーションは共同所有の大規模な中央製糖工場 (central mill) の恩恵を受けた独立自営農民に取って替われ、この動きは1890年代に政府が中央製糖工場の建設資金を融資したことによってより一層促進された<sup>(28)</sup>。それと忘れてならないのはプランターによる土地の売却、貸与は砂糖産業への白人の参入を奨励するものであった。

1884年の国際的な供給過剰がもたらした砂糖価格の下落によって Qld. 砂糖産業の不振と、1880年代末にメルボルンで起こった投機的な土地ブームの崩壊を前振れとして、1890年のベアリング恐慌に始まった大不況 (Great Depression) はオーストラリアの経済構造に根本的な変革をもたらした<sup>(29)</sup>。失業率は1890年と1895年の間に先例のない水準に上昇し、Amalgamated Society of Engineers (ASE) のメンバーの6分の1が職を追われ、最も深刻であったメルボルンでは1893年に全労働者の約3分1のが失業者となった<sup>(30)</sup>。しかし皮肉にもこの

(27) Myra Willard, *op. cit.*, p. 176.

(28) 1893年に砂糖産業保証法 (Sugar Works Guarantee Act) が Qld. 議会を通過し、11の中央製糖工場の建設資金を政府が融資することとなり、1894-5年には500万ポンドの融資を行った。最初の製糖工場は1896年に操業を開始している。Ralph Shlomowitz, *op. cit.*, p. 106.

(29) 琴野孝、「オーストラリア経済史における1890年代の意義—比較経済史的試論—」『城西大学大学院研究年報』第2号、1986年3月を参照されたい。

(30) Ken Buckley and Ted Wheelwright, *op. cit.*, p. 196.

hing), 碎土機による耕作 (harrowing), 運搬 (carting) などの熟練職を担っていた<sup>(31)</sup>。他方、プランテーション・システムからの転換は多くの労力を要する砂糖キビの伐採に新たな労働者組織を必要としていたが、やがて白人労働者が組織化した請負組 (butty gang) が出現する。この組織は農場主との間で砂糖キビの伐採と外葉の除去を請け負う契約を結び、出来高に応じて報酬を受け取る労働者の仲間集団で、作業の熟練度が増すにつれてチームの規模も縮小し、1890年代初めには1チーム20人程度であったが、1906年には12人、さらに1910年代初めには7人程の編成であったようである<sup>(32)</sup>。農場主はこれまで諸島民の補充費用、人頭税に加えて年季奉公人の毎日の働き振りを監視する費用も負担しなければならなかったが、この請負組システムはメンバー間でお互いを監視し、もしメンバーの誰かが仲間の仕事のペースについていけない場合にはその者を解雇してしまい、必要な時にはまた新しいメンバーを補充するという仕組みであったから、農場主が労働者を雇用及び監督する必要はなくなったし、伐採の時期だけ請け負い契約を結べばよいのだから、その点で労働コストの削減につながったと思われる。

ところでどれくらいの白人が砂糖産業に参入したのか見てみよう。南部のバンドベルグについて見た限りでは諸島民の人数は1901年以降減少に転じているものの、それまではほぼ一定で推移し、一方白人の増加傾向は見られない。従って北部の熱帯地域における白人の参入はさらに低く抑えられたであろう。もともとプランター達は砂糖産業が白人労働者に依存することになれば存続できないのではないかという不安を抱いていたが、諸島民の導入を1890年以降禁止するとした1885年の修正法 (Pacific Island Labourers Act Amendment Act) にさらに危機感を募らせ、彼等は諸島民労働者を使ったプランテーション・システムを維持するために牧羊業者やその他の利害関係者と協力関係を結び、Qld. から独立し、別の植民地を建設しようとした<sup>(33)</sup>。この独

表 6 バンドベルグ 地区の労働者構成

年	カナカ人 (a)	白 人 (b)	b/a (%)	年	カナカ人 (a)	白 人 (b)	b/a (%)
1888	2,572	356	13.8	1897	2,041	313	15.3
1889	2,352	300	12.7	1898	2,043	907	44.4
1890	2,861	350	13.2	1899	2,280	641	28.1
1891	2,759	240	9.7	1900	2,274	407	17.8
1892	2,772	650	23.4	1901	2,453	392	15.9
1893	2,676	525	19.2	1902	1,503	207	13.7
1894	2,766	460	16.6	1903	1,633	442	26.5
1895	2,612	304	11.6	1904	1,761	252	14.3
1896	2,551	434	17.0	1905	1,327	139	10.4

出所: Alan Birch, "The Organization and Economics of Pacific Islands' Labour in the Australian Sugar Industry", *Business Archives and History*, Vol. 6, No. 1, Feb. 1966, p. 72.

(31) Ralph Shlomowitz, op. cit., p. 101.

(32) Kay Saunders, op. cit., p. 235.

(33) Manning Clark, *A Short History of Australia*, Mentor Books, 1978 (竹下美保子訳、『オーストラリアの歴史—距離の暴虐を超えて—』サイマル出版会, 1978年, 198-9頁)。

立運動は結局失敗に終わったが、北部の分離主義者（主に富裕なプランター）の圧力は無視できないものとなり、またプランテーションから小農民による砂糖キビ栽培へと経営の転換を進め、新しい基盤のもと砂糖産業が定着するまでの調整役として諸島民労働者が必要であるとの考え方から、1892年にグリフィス首相は太平洋諸島労働者延長法(Pacific Island Labourers Extention Act)を制定し、諸島民の導入禁止を10年間引き延ばすことにした<sup>(34)</sup>。諸島民の雇用が保証されると、それを待ち受けていたかのように砂糖産業は活気を取り戻し、1886年以来停滞していた耕地面積の拡大も1893年に前回のピークを凌駕し、これと呼応して補充人数も1892年の464人（男450人、女14人）から1894年の1,859人（男1,775人、女84人）へと増加している。Qld. 政府はあくまでも調整期間の一時的な方策として諸島民の導入禁止を延期したに過ぎず、本来の目標である砂糖産業への白人の参入を促すために2つの手段を講じた。1つは前述したように共同経営による中央製糖工場への建設資金の前貸しであり、いま1つはこの中央製糖工場に砂糖キビを供給する農場には栽培から伐採までに要する労働者のタイプに一切の制限も課さないというものであった<sup>(35)</sup>。たとえこれらの方策が幾許かの成果を収めたとしても、先程バンダベルグ地区で見たように白人への経営転換は大きな趨勢とはなり得ず、Qld. における砂糖産業が新しい土台（白人）に基づく再編成を完了するのは今世紀に入ってからであり、それはWhite Australia Policyを基本政策とした連邦政府により諸島民の強制送還という劇的な形で行われたのである。

#### 4. 連邦誕生後の動き

連邦結成への気運が高まるなかで Qld. は当初この動きには加わらなかったが、1899年の連邦結成に関する一般投票では80%以上もの人々が賛成票を投じたのであった。連邦化となれば白豪主義の政策への採用によって諸島民の入国が禁止されてしまうにもかかわらず敢えて連邦結成を承認したのは、北部での独立運動が失敗に終わったことにより砂糖キビ栽培者は有色人労働者の雇用を一時的な方便として認めざるを得なくなったからで故にやがては全般的にヨーロッパ人労働者に依存しなければならないとの意識の表明でもあった<sup>(36)</sup>。さらに言えば自由な州際貿易と輸入砂糖からの保護に対する信任投票であった<sup>(37)</sup>。この一般投票が行われた2年後の1901年にオーストラリア連邦が誕生し、すぐさま連邦議会は有色人種の入国を制限する移民入国制限法(Commonwealth Immigration Restriction Act)と太平洋諸島労働者法(Pacific Island

(34) T. A. Coghlan, *Labour and Industry in Australia from the First Settlement in 1788 to the Establishment of the Commonwealth in 1901*, Oxford Univ. Press, 1918, Vol. III, p. 1, 306.

(35) Ralph Shlomowitz, op. cit., p. 106.

(36) Alan Birch, "The Implementation of the White Australia Policy in the Queensland Sugar Industry 1901-12", *Australian Journal of Politics and History*, Vol. 11, No. 2, 1965, p. 199.

(37) *Ibid.*, p. 200.

表 7 地区ごとの補助率

地 区	補 助 率 (トン当り)	
	1904年	1905年
ケ ア ン ズ	(£. 5 s.)	(£. 7 s.)
マ ッ ケ イ	4 8	7
バンダベルグ	4 4	6 6
その他の南部	4	6

出所：Alan Birch, “The Implementation of the White Australia Policy in the Queensland Sugar Industry 1901-12”, *Australian Journal of Politics and History*, Vol. 11, No. 2, 1965, p. 205.

砂糖キビに対して表7のような補助金を支給することであった。また1902年には白人労働者のみを雇用している栽培者に対して支給する資金を捻出する目的で物品税法 (Excise Tariff Act) が導入され、国内で消費される砂糖にトン当り3ポンドの物品税が課されたが、翌年の砂糖補助金法 (Sugar Bounty Act) によって白人労働者だけを雇用している栽培者はトン当り2ポンドの税の割り戻し (taxation rebate) を受けることができた。そして国内産の砂糖を保護するために1902年の関税法により外国産の甘蔗糖にトン当り6ポンド、甜菜糖にトン当り10ポンドの関税をも課しているのである。ところでこうした保護、財政措置は白人による砂糖キビ栽培にどれ程の効力を発揮したのであろうか。1903年について有色人労働者と白人労働者によって伐採された砂糖キビの量を比較してみると、有色人労働者が601,758トンであるのに白人労働者は212,117トンを伐採したに過ぎず、また地区別でみるとバンダベルグやマッケイでは全体の38%余りが補助金の取得資格を有していたが、北部のケアンズでは10%にとどまっていた<sup>(38)</sup>。このため白人への転換をより進展させるために連邦政府は新しい物品税と砂糖補助金法を1904年に定め、物品税をトン当り3ポンドから4ポンド、割り戻し金をトン当り2ポンドから3ポンドへとそれぞれ引き上げたのである<sup>(39)</sup>。しかし白人への転換に決定的なインパクトを与えたのは1901年法で定められた強制送還であった。1904~08年に7,068人の諸島民が送還され、1908年7月31日には Qld. 移民省太平洋諸島支局の事務所が閉鎖され、公式にはこの時点で送還が完了したことになる。ただしこれ以後も人数は少ないが送還が続けられており、1909~14年には194人が太平洋の島々に送り返された<sup>(40)</sup>。この間諸島民の送還を促すために雇主には1人当り5ポンドの帰国費用を補助し、3,642人の諸島民を送還するのに31,473ポンドが使われ、このうち17,570ポンドを Qld. 政

Labourers Act) を制定した。この2つの連邦法は基本的には同じ性格のものであり、白豪主義に基づいて有色人種の入国を制限しているが、特に後者の法律は1904年3月31日以降の太平洋諸島民の入国を禁止し、1906年12月31日以降から彼等を送還することを定めている。これに対して諸島民の排除を進めるにあたって砂糖キビ栽培者の不本意な同意を得るためにいくつかの手段が講じられた。まず白人による砂糖キビ栽培を促進するために白人だけで栽培された

(38) Alan Birch, “The Organization and Economics of Pacific Islanders’ Labour”, p. 72.

(39) Alan Birch, “The Implementation of the White Australia Policy”, p. 207.

(40) Peter Corris, *op. cit.*, p. 131.

府が負担した<sup>(41)</sup>。結果、オーストラリアに滞っていた諸島民は1908年の1,654人だけとなり<sup>(42)</sup>、有色人労働者の砂糖キビ生産量が白人労働者のそれを上回るという傾向は1906年には逆転し、1908年には有色人労働者の生産量18,322トンに対し白人労働者の生産量は132,078トンで全体のおよそ88%を占めるに至った<sup>(43)</sup>。1912年になってオーストラリアの砂糖キビの94%以上が白人労働者によって生産されるようになると連邦政府はその存在意義が薄れたとして物品税法と補助金法を廃止し、これに代わって Qld. 政府は1913年に砂糖キビ栽培法(Sugar Cultivation Act)を定め、すべての有色人種に Secretary for Agriculture が指定した言語による書き取り試験を課すこととした。恐らくこの法律は有色人労働者による砂糖キビ生産の事実上の禁止を意味するものであったと思われる。そしてこの1913年法と軌を一にして Qld. の砂糖産業は新たな組織基盤のもとで歩み始め、ここに再編を完了する。構造的な変化を遂げた砂糖産業は次のような点で特徴的であった。砂糖キビの栽培は家族や臨時雇いの労働力の助けを借りて自らも農場を耕作する小農民によって行われ、一方伐採は出来高払いで賃金を受け取る伐採集団が行い、彼等によって伐採された砂糖キビの精製はプランテーション内製糖工場ではなく、プランテーションの外での工場、即ち中央製糖工場で行われたのである。

一方、CSR は製糖及び精糖の両部門において独占を享受し、1912年に王立委員会によってまとめられた報告書によれば、CSR 所有の精糖工場は全粗糖の約3分の1を精製する程で、それ故に粗糖価格や精糖価格の決定にも大きな影響力を持った。CSR が行った価格固定戦略は、一方で砂糖キビ栽培者から絞り取り過ぎて破産させてしまわないところで粗糖の取引価格を決め、他方で砂糖の大量輸入を奨励しないように国内の砂糖価格を設定することを主な狙いとしていた。連邦政府が行った輸入砂糖に対するトン当たり6ポンドの関税、そして第一次大戦以降の砂糖の輸入禁止といった保護政策のもとで CSR はオーストラリアで初めて誕生した独占企業体となったのである<sup>(44)</sup>。

## 5. 結びにかえて

1870年代以降諸島民労働者を利用した砂糖キビ栽培が普及し、特に1880年から1885年までの間に Qld. に連れてこられた諸島民が全体のおよそ3割を占めていることから窺えるように、1880年代前半にはその成長を加速した。それまでの砂糖産業は、諸島民を年季奉公労働者として雇用し、また栽培と製糖を垂直的に統合したプランテーション・システムのもとで発展してきたが、1884年ヨーロッパで起きた供給過剰による価格下落の余震がオーストラリアにも波及し、これにより Qld. の砂糖キビブームは中断を余儀なくされ、諸島民労働者の労働コストの上昇に直

(41) Myra Willard, *op. cit.*, p. 185.

(42) Peter Corris, *op. cit.*, p. 131.

(43) Alan Birch, "The Implementation of the White Australia Policy", p. 208.

(44) Ken Buckley and Ted Wheelwright, *op. cit.*, pp. 259-64.



面していたプランターはプランテーションの細分化を迫られた。さらに、白人労働力による砂糖産業の維持を目的として1890年以降諸島民の新たな導入を禁止するとした太平洋諸島労働者法修正法（1885年）によってプランテーションの細分化は一層推し進められた。細分化にともない製糖も従来のプランテーションの中にあるいわば個人経営の製糖工場によってではなく、より大規模で効率の良い共同経営の中央製糖工場により行われるようになる。しかし、プランテーションを細分化することによって農場経営者として白人を参入させようという目論見は決してスムーズに進展したわけではなく、政府は1892年に一旦は決定した諸島民の導入禁止を延期せざるを得なかったのである。結局のところ諸島民をも含めた有色人労働者を利用したプランテーション栽培から白人労働による小農経営への転換は連邦結成を待たねばならなかった。誕生したばかりの連邦政府は、太平洋諸島労働者法を制定して、1904年から諸島民の導入を禁止し、1906年以降は強制送還を行うこととしたが、その一方で差別的な補助金の支給、物品税の還付、輸入関税の賦課などの保護育成策を講じることによってこの転換を強力に押し進めた。こうした保護育成策は、たとえ規模の経済を犠牲にし、労働コストのより高価な白人労働者の雇用が砂糖の生産コストを引き上げたとしても、小農経営を基盤とした白人による砂糖産業の確立を可能なものとしたのである。